

厚生労働大臣が定める掲示事項

① 当院は保健医療機関の指定を受けています。

② 当院は、九州厚生局長に以下の届出を行っております。

- 初診料の医療DX推進体制整備加算
- 再診料の医療情報取得加算
- 在宅医療DX情報活用加算
- 時間外対応加算3
- 夜間・早朝等加算
- 明細書発行体制加算
- 一般名処方加算
- ニコチン依存症管理料
- 在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
- 在宅がん医療総合診療料

③ 当院では以下の項目について実費の負担をお願いしております。

(保険外負担)

○ マスク	1枚につき	50円
○ 紙おむつ	1枚につき	200円
○ 尿取りパット	1枚につき	200円
○ 鼻孔カニューラ (処置品)	1本につき	400円
○ スポンゼル (処置品)	1枚につき	240円
○ プラスモイスト (処置品)	1枚につき	400円
○ 電話代	1通話につき	10円